

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年1月15日

横浜市契約事務受任者  
鶴見区長 渋谷 治雄

1 契約の概要

鶴見区佃野町地内外下水道本管緊急修繕工事  
(内径450mm 下水道本管部分補修工 一式)

2 履行（納品）場所

鶴見区佃野町1-26番地先  
鶴見区下末吉5丁目16-23番地先

3 契約日

令和7年12月24日

4 履行日又は履行期間（予定）

令和8年3月31日

5 契約金額（概算）

¥14,146,000.-

6 契約の相手方（名称及び所在）

請負人 有限会社川下組  
代表取締役 川下 寛剛

住 所 神奈川県横浜市神奈川区羽沢南一丁目44番10号

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

鶴見区佃野町地内において内径450mmの下水道本管（合流）及び、鶴見区下末吉5丁目地内において内径450mmの下水道本管（合流）が破損している状況でした。土砂流出による道路陥没が発生する可能性があるため、緊急措置として下水道本管の管きょ部分更生工事を実施します。

8 契約の相手方の選定理由

有限会社川下組は、今年度の鶴見土木管内下水道修繕・整備工事（その1）にて近隣で修繕工事を行っているため現場状況を熟知しており、本工事に関する経験が豊富であることと、災害時協力協定を締結している事業者のため、緊急修繕業者に選定しました。

9 所管課

鶴見区鶴見土木事務所